

令和8年度

小学校施設整備事業

下黒瀬小学校長寿命化改良及びEV棟増築工事監理業務
仕様書

施 工 場 所 東広島市黒瀬町津江

東広島市

特 約 事 項

1 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 業務委託契約約款（以下「約款」という。）において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 8 年度 11,100,000 円

令和 9 年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8 年度 11,100,000 円

令和 9 年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

2 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

- (1) 約款第 33 条及び約款第 34 条の規定の適用について、約款第 33 条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては

監理業務等委託料

令和8年度 小学校施設整備事業

下黒瀬小学校長寿命化改良及びEV棟増築工事監理業務

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費						
新築監理		1	式			
改修監理		1	式			
諸経費						
新築監理		1	式			
改修監理		1	式			
技術料等経費						
新築監理		1	式			
改修監理		1	式			

監 理 業 務 委 託 仕 様 書

1 業 務 名 称

令和 8 年度

小学校施設整備事業
下黒瀬小学校長寿命化改良及びEV棟増築工事監理業務

2 履 行 場 所

東広島市黒瀬町津江

3 建物概要・監理内容

◆施設用途

用途: 小学校 (令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 七 号 第 1 類)

◆建物概要 (構造・規模)

増築建物 EV棟 鉄骨造 3階建 延床面積A=186.87m²

渡り廊下1 鉄骨造 平屋建 延床面積A=50.26m²

渡り廊下2倉

6 派遣条件

非常駐者は、全工程にわたり重点管理を行い監理業務にあたっては、厳正かつ誠意をもって行動し、常に本市の契約約款第8条1項に規定する調査職員（以下「調査職員」という。）と緊密な連絡をとり、工事現場内外の状況・工程及び工事内容を十分把握して工事施工者を指導監督すること。

7 業務仕様

委託仕様書他に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日付け国営整第214号）（以下「共通仕様書」という。）による。

- (1) 業務は、対象工事の工事請負契約書、図面及び仕様書（以下「設計図書など」という。）に示された設計内容を実現させ、かつ、実施工事内訳明細書、工程計画表及び工事の施工を設計図書などに合致させるため、本市が定める別冊の工事監理委託業務実施基準及び共通仕様書の定めによる他、調査職員の指示により行うものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに受注者又は調査職員と協議をするものとする。
- (2) 工事監理業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目とし、各項目に定める確認及び検討の詳細な方法については本市が定める別冊の工事監理委託業務仕方書（以下「仕方書」という。）の業務区分（別表1）に従い、行うものとする。
業務の分担に関して調整を必要とする場合は、発注者及び受注者が協議する。工事監理は、原則、（社）公共建築協会発行の「工事施工チェックシート」（最新版）に基づき、各工事が設計図書に適合しているか確認・検査等を行う。
- (3) 追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示による

工 事 監 理 委 託 業 務 実 施 基 準

第1 目的

この工事監理委託業務実施基準は、受注者が委託業務の分担の範囲内において

【令和8年度 小学校施設整備事業 下黒瀬小学校長寿命化改良及びEV棟増築工事】

の工事受注者を監督指導して、適正かつ円滑に監理業務を実施する基準を定めることを目的とする。

第2 監理委託業務の内容

受注者はこの工事の工事現場に5工事監理体制の技術者を派遣し、当該現場監督として、仕方書に定める業務を行わせるほか、調査職員の行う工事の監督に関する業務の事務を行わせなければならない。

なお、工事監理に当たっては、工事監理業務処理基準（東広島市作成）を参考にするものとする。

第3 管理技術者の一般的業務

1. 管理技術者は、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、工事現場の状況にも精通した上で、本基準及び仕方書に基づき監理業務に係る事務を適切に処理しなければならない。
2. 管理技術者は、工事受注者から提出された図書、工事の施工及び監理業務の実施に必要な図書、自ら又は他の技術者が工事受注者に提示した図書

第11 工事の検査等

1. 管理技術者は、調査職員又は関係官公署が行う工事の検査等に工事受注者とともに立ち会わなければならない。この場合、調査職員又は関係官公署から工事に関する説明をもとめられたときは、直ちにこれに応じなければならない。
2. 管理技術者は、工事の完成検査が行われるのに先立ち、当該検査のための予備検査を行い、報告しなければならない。

第12 完成後の機能検査

~~管理技術者は、委託者又は調査職員の指示により工事の目的物の引渡しを受けた後、工事の施工の結果が設計図書に定める機能、性能に適合しているかどうかの検査に立ち会い、その結果を報告しなければならない。~~

第13 設計変更の対応

管理技術者は、工事目的物に関し、設計変更の必要性が生じた場合は、工事受注者又は調査職員と協議し、その内容を検討した上で必要な提案を行わなければならない。

ただし、設計の基本（主要構造部、用途、階数、主要な工法など）に影響を及ぼす重大な変更、又は大幅な変更は別途協議するものとする。

第14 その他検査等の対応

会計検査院の検査、監査委員会が行う随時監査及び発注者が瑕疵検査を実施するとき、並びに竣工後、瑕疵の可能性がある不具合が発生したとき、受注者は検査等に立ち会い、調査職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

工 事 監 理 委 託 業 務 仕 方 書

1 技術者の資格その他

受注者は、業務にあたって監理体制を確立し、管理技術者の所掌内容を定めて、書面により発注者に通知するものとする。

技術者の資格その他は、監理業務委託仕様書 4. 技術者のとおりとする。

2 監理業務に関する図書

次の図書を管理技術者事務所に整備しておかなければならない。

- (1) 工事の契約に関する書類
 - ア 監理業務委託契約書（写）
 - イ 工事請負契約書（写）
 - ウ 設計図書など（質疑回答書を含む）
 - エ 工程計画表
 - オ 工事受注者・現場担当職員一覧表
 - カ 施工体制台帳
- (2) 工事施工状況に関する書類
 - ア 予定工程計画表及び実施工程計画表
 - イ 監理業務日誌
 - ウ 工事打合簿・工事指示書
 - エ 工事進捗状況報告書・工事施工状況確認報告書
 - オ 工事材料搬入・検査報告書・発生材調書
 - カ 設計変更内訳書及び関係図書
 - キ 機能及び性能試験成績書
 - ク 各種試験成績書
 - ケ 主要資材購入先名簿通知書
 - コ 物品貸与簿
 - サ 工事記録写真
 - シ 気象状況表
 - ス 報告書（写）・提案書（写）

(別表1)

工 事 監 理 業 務 処 理 基 準

No. 3-2

担 当		監理受注者							東広島市					備 考		
業 務	処理区分	立	指	検	提	確	受	検	報	立	指	同	確	承	検	
		会	示	討	案	認	領	査	告	会	示	意	認	諾	査	
施 工 図 等 の 検 査 ・ 承 諾	機能及び性能試験成績書					○			○				○			
	各種保証書					○										

参 考 図 書

業務名称 : 令和 8 年度 小学校施設整備事業
下黒瀬小学校長寿命化改良及び EV 棟増築工事監理業務

<注意事項>

この参考図書は適性な積算及び業務の内容を把握するための参考指標として示すものです。あくまで参考図書であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

